

議案第67号

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方公務員法の改正により、再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、改正後の葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。